

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

倉敷市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年2月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>倉敷市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」とも表記する))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市町村(特別区を含む。以下同じ)に対する通知 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 個人番号カード等を用いた本人確認 <p>※9「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システムと同義)(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 異動入力機能 届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 照会機能 住民基本台帳を検索、照会する機能 帳票発行機能 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や付帯帳票の発行機能 一括処理機能 転入通知や出入国在留管理庁通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 庁内連携機能 庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、庁内連携システムを経由し他システムへデータを連携する機能 庁外連携機能 住基ネットとの本人確認情報等連携、他市区町村との転入通知・戸籍附票記載事項通知等の通知連携、出入国在留管理庁との市町村通知連携など、庁外とのデータ連携を行い各種通知情報の送受信を行う機能 印鑑登録機能 印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の交付機能 カード管理機能 個人番号カード等の運用状況を管理する機能 文字同定機能 既存住基システムと他システムの文字変換テーブルを保持し、連携時に文字コード変換を行う機能

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（申請管理システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、住基ネット都道府県サーバ(以下「都道府県サーバ」という。)へ更新情報を送信する。 2 本人確認情報検索 住基ネット統合端末(以下「統合端末」という。)において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーにし、住基ネット全国サーバ(以下「全国サーバ」という。)に本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 5 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 6 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの変換情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する。

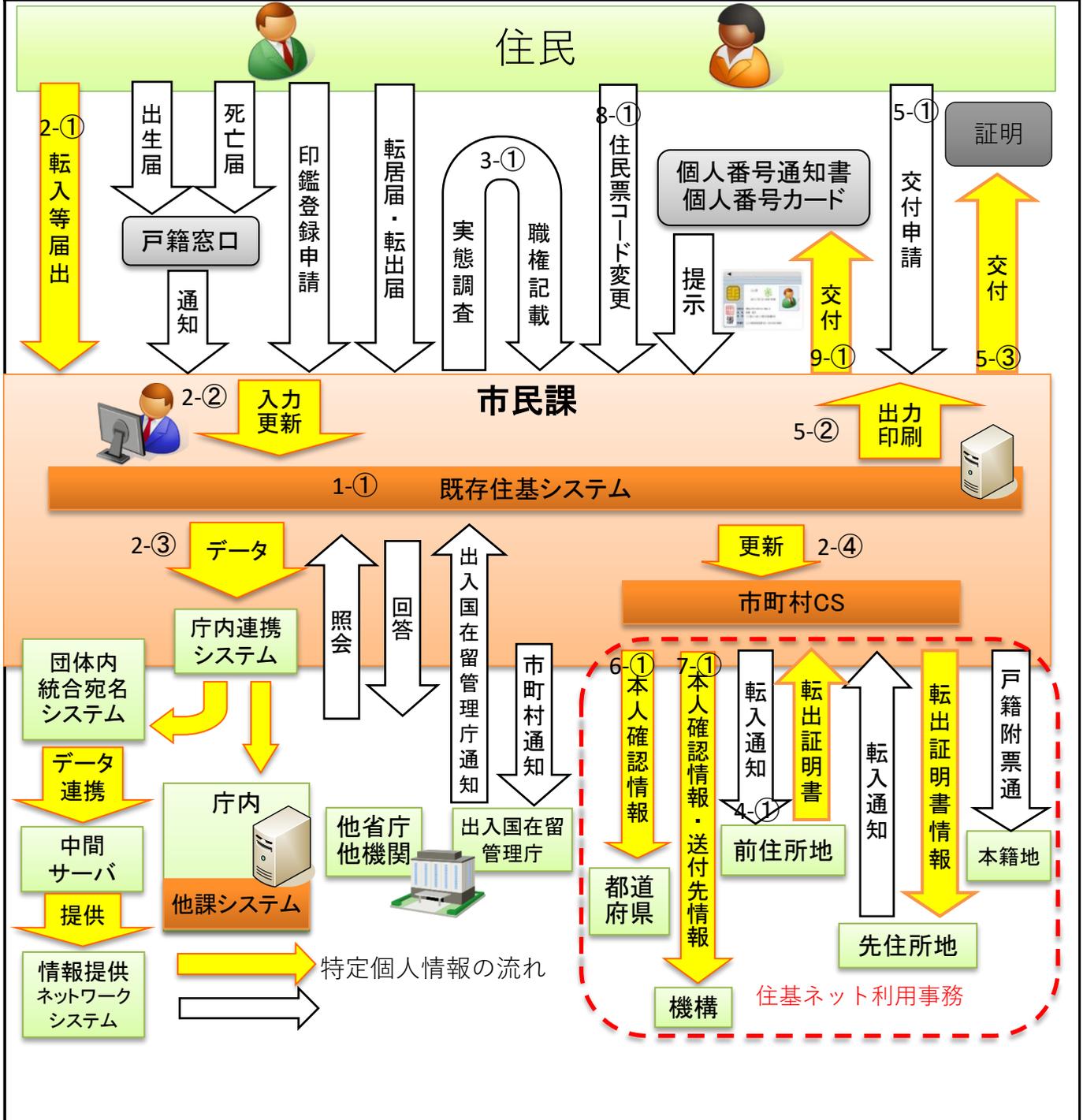
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバ、庁内の業務システム）
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバと既存のシステム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（申請管理システム）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 申請データ受信機能 サービス検索・電子申請機能を介して住民の電子申請データを取得する機能。 2 宛名番号特定機能 住基システムからシリアル番号情報を取得し、シリアル番号に対応する番号体系・宛名番号を住基システムから取得したシリアル番号情報を基に設定する。 3 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、取得した電子申請データを連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (サービス検索・電子申請機能)
3. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	本市では、以下の3ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 1 住民基本台帳ファイル (1) 住民基本台帳法第七条に規定する住民基本台帳への記載項目であるため。 (2) 番号利用法七、十七条に関する個人番号通知書、個人番号カードの事務に必要なため。 (3) 住民の行政手続に対する負担を軽減するため、庁内他部署に情報を連携する必要がある。 2 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 (1) 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 (2) 都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 (3) 申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認情報との整合性を確認する。 (4) 個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 (5) 住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 (6) 都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待できる。

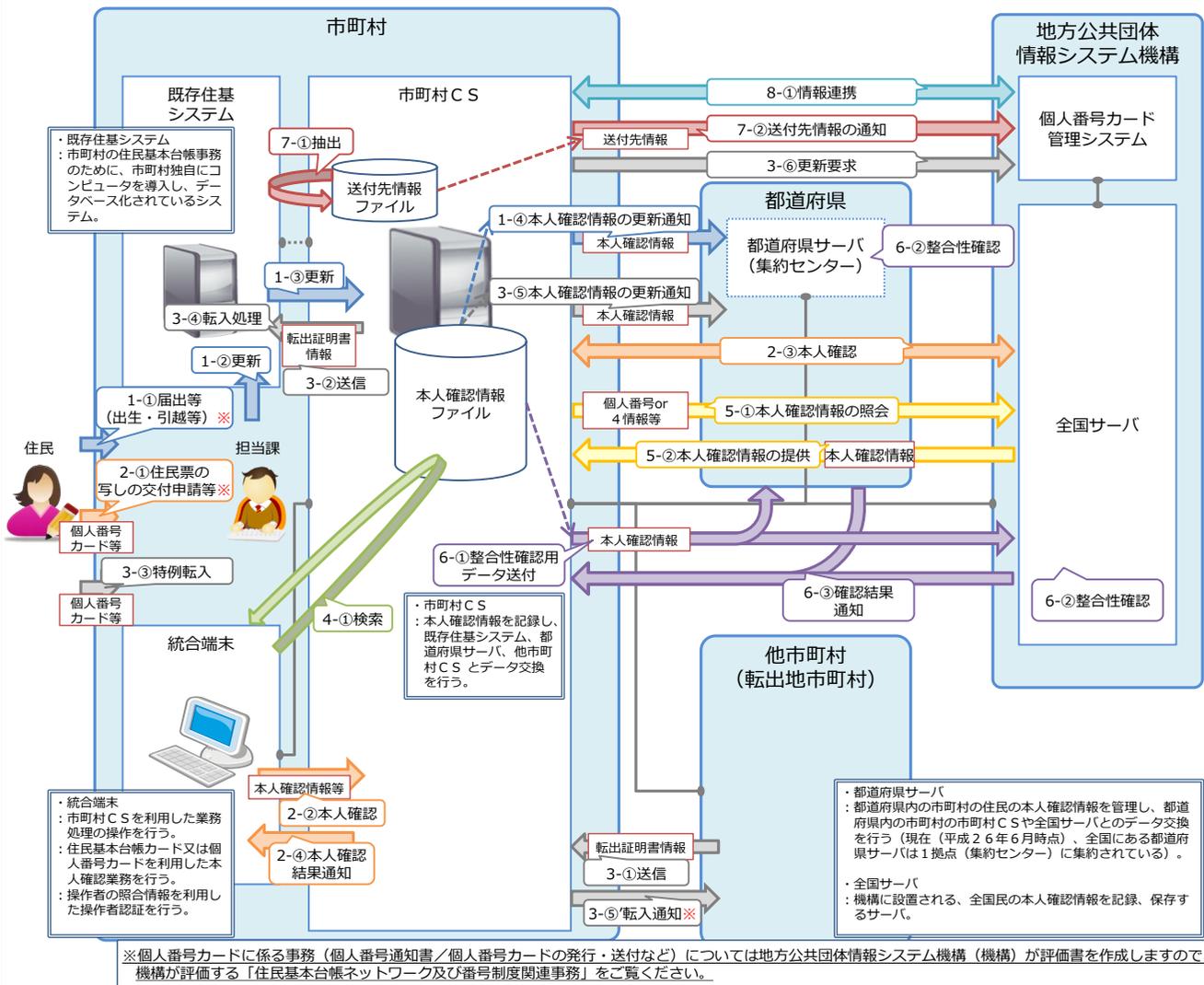
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークによる情報照会を行わない)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

「1 住民基本台帳ファイル」を取扱う事務の内容 (住民基本台帳システムを中心とした事務の流れ)



「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取扱う事務の内容
(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

「1 住民基本台帳ファイル」を取扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)

1. 住民基本台帳の作成
 - 1-①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。
2. 住民基本台帳の異動入力等に関する事務
 - 2-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
 - 2-②届出等に基づき異動情報を入力し、住民基本台帳ファイルを更新する。
 - 2-③更新された住民情報に基づき、庁内連携システムを介し、団体内統合宛名システムの宛名情報を更新する。
 - 2-④更新された住民情報に基づき、市町村CSの本人確認情報を更新する。
3. 住民基本台帳の正確性の確保
 - 3-①所在不明者の実態調査を行う。
4. 転入通知
 - 4-①転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知を行う。
5. 帳票発行に関する事務
 - 5-①住民より住民票の写し等各種証明書の交付申請を受け付ける。
 - 5-②各種証明書を発行する。
 - 5-③各種証明書を交付する。
6. 住民票の記載事項変更通知
 - 6-①住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知を行う。
7. 機構への照会
 - 7-①機構へ本人確認情報の照会を行う。
8. 住民票コードの変更
 - 8-①住民からの請求に基づき住民票コードを変更する。
9. 個人番号に関する事務
 - 9-①個人番号通知書及び個人番号カードを交付する。

「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)

1. 本人確認情報の更新に関する事務
 - 1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
 - 1-②市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
 - 1-③市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
 - 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
2. 本人確認に関する事務
 - 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
 - 2-②③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
 - 2-④全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。
3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
 - 3-①市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
 - 3-②既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
 - 3-③転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われなかった場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①②を行う。
 - 3-④既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
 - 3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
 - 3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。
4. 本人確認情報検索に関する事務
 - 4-①4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。
5. 機構への情報照会に係る事務
 - 5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
6. 本人確認情報整合に係る事務
 - 6-①市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
 - 6-②都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
 - 6-③都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。
7. 送付先情報通知に関する事務
 - 7-①住民基本台帳システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
 - 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。
8. 個人番号カード管理システムとの情報連携
 - 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民。 ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基法その他の住民基本台帳関連法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)において、本市の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (印鑑登録情報, カード管理情報, 戸籍に関する情報, 外国籍住民に関する) 情報
その妥当性	住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る住民基本台帳情報(上記情報およびこれらの変更情報)を記録するために必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構, 出入国在留管理庁) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	届出・通知を受けた都度(本人又は本人の代理人)入手する。	
④入手に係る妥当性	番号法第七条(指定・通知), 第十七条(個人番号カード交付)に基づく事務であるため。住基法第八条(住民票の記載), 九条(市町村間の通知), 二十二条(転入届), 三十条の六(都道府県知事への通知), 三十条の五十(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)に基づく事務であるため。	
⑤本人への明示	住基法第七条(住民票の記載事項)において明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳の整備, 証明書等への記載, 住民サービスの基礎情報とするため。	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活部市民課, 水島支所市民課, 児島支所市民課, 玉島支所市民課, 真備支所市民課, 庄支所市民係, 茶屋町支所市民係, 船穂支所市民税務係, 倉敷駅前連絡所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 届出や通知等による住民基本台帳への記載や修正, 消除等の反映及び住民票の写し等諸証明の発行に使用。 2 住基ネットへ本人確認情報として提供し, 住基法規定事務の本人確認及び個人番号通知書・個人番号カードの発行に使用。 3 各種事務受付時に本人確認書類記載の情報の整合性確認に使用。 4 番号法第九条(利用範囲)に基づく事務の遂行のため, 情報を庁内連携し使用。	
	情報の突合 ※	1 職員の手入力により届出書記載の情報を反映する場合, 職員により複数回の審査を行い, 情報の整合性を確認する。 2 当該ファイルと他のファイルの情報を庁内共通の宛名番号をキーに突合する 3 当該ファイルの情報と住基ネットの本人確認情報を住民票コードをキーにし突合する。 いずれも, 住民の異動情報を差分で連携しており, 特定時点で連携した情報が正当に蓄積し, 当該ファイルと整合性がとれているかを確認している。
	情報の統計分析 ※	都道府県への報告資料, ホームページで公開する人口統計, 他部署へ提供する基礎人口統計 ※個人番号を用いた統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	申出により行われる実態調査を経た住民票の職権消除。
⑨使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (2) 件	
委託事項1	既存住基システムの運用保守	
①委託内容	既存住基システムのパッケージアプリケーション保守作業, ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業, 職員からの問い合わせに対する調査, 作業指示に基づくデータ抽出等。	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (庁内にて住民基本台帳システム端末の直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	住民基本台帳異動入力等事務	
①委託内容	住民基本台帳に係る届出や申請に基づく既存住基システムへの入力および住民票の写し等の発行。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
	その妥当性	柔軟性のある運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、コストの低減と行政サービスの向上を図るため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (庁内にて既存住基システム端末の直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社グロップ	

提供先6～10	
提供先11～15	
移転先1	庁内他部署(別紙3参照)
①法令上の根拠	(別紙3参照)
②移転先における用途	(別紙3参照)
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	1 ガバメントクラウドにおける措置 (1)サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2)特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民。 ※住民基本台帳に記録されていたもので、消除者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基法第30条の6の定めによる。住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自部署)

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活部市民課、水島支所市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、真備支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ol style="list-style-type: none"> 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 	
	情報の突合 ※	<ol style="list-style-type: none"> 全国サーバ上で本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードの保有すると本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 市町村CSの保有する本人確認情報ファイルと既存住基システムの保有する住民基本台帳ファイルの内容を、住民票コードをキーに月次で突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件	
委託事項1	市町村CSの運用・保守	
①委託内容	市町村CSの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
	その妥当性	システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。		
⑥委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない		
提供先1	都道府県知事		
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)		
②提供先における用途	1 市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する(住基法30条の7)。 2 住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		

⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。	
提供先2～5		
提供先2	都道府県及び機構	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳法の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住基ネット	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。	
提供先3		
提供先4		
提供先5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	1 住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 2 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		
-		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民。
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	1 個人番号, 4情報, その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として, 法令に規定された項目を記録する必要がある。 2 その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し, 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷, 送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために, 個人番号カードの券面記載事項のほか, 個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。								
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。								
⑤本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。								
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、発送並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。								
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>法改正による。</td> </tr> </table>	変更の妥当性	法改正による。						
変更の妥当性	法改正による。								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活部市民課、水島支所市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、真備支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係							
	使用者数	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<p>既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>該当なし。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。		
情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。								
情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。								
⑨使用開始日	平成27年10月5日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 委託する	2) 委託しない				
＜選択肢＞									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	市町村CSの運用・保守								
①委託内容	市町村CSの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。								

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
	その妥当性	システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。		
⑥委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない		
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)		
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)		
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。		
③提供する情報	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基ネット)		

⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
移転先1		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法	保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 住民記録ファイル

1. 住民番号, 2. 世帯番号, 3. 世帯識別番号, 4. 現住所, 5. 現住所方書, 6. 郵便番号, 7. カナ世帯主名, 8. 漢字世帯主名, 9. 英字世帯主名, 10. 通称世帯主名, 11. 世帯区分, 12. 行政区コード, 13. 投票区コード, 14. 小学校区コード, 15. 中学校区コード, 16. カナ氏名, 17. 漢字氏名, 18. 英字氏名, 19. 生年月日, 20. 性別, 21. 続柄, 22. 住民日, 23. 住民届出日, 24. 住民事由コード, 25. 住民区分, 26. 現住所住定日, 27. 現住所届出日, 28. 現住所異動事由コード, 29. 前住所, 30. 前住所方書, 31. 前住所郵便番号, 32. 前住所区分, 33. 転入元住所, 34. 転入元住所方書, 35. 転入元住所郵便番号, 36. 転入元住所区分, 37. 先住所, 38. 先住所方書, 39. 先住所郵便番号, 40. 先住所異動日, 41. 先住所届出日, 42. 先住所異動事由コード, 43. 先住所区分, 44. 先世帯主名, 45. 本籍地, 46. 筆頭者名, 47. 消除フラグ, 48. 消除日, 49. 消除届出日, 50. 消除事由コード, 51. 不詳区分, 52. 死亡日, 53. 転出日, 54. 転出届出日, 55. 職権消除日, 56. 国籍取得日, 57. 国籍喪失日, 58. 転入理由コード, 59. 転出理由コード, 60. 職権記載事由コード, 61. 職権消除事由コード, 62. 本人確認コード, 63. 外国人国籍コード, 64. 外国人住民日, 65. 外国人第30条45規定区分, 66. 外国人在留カード等の番号, 67. 外国人在留資格コード, 68. 外国人在留期間コード, 69. 外国人在留期間開始日, 70. 外国人在留期間満了日, 71. 外国人カナ通称名, 72. 外国人検索カナ通称名, 73. 外国人通称名, 74. 外国人備考氏名表示欄区分, 75. 外国人備考氏名優先区分, 76. 改製SEQ, 77. 改製日, 78. 住民票コード, 79. 出力順位, 80. 異動受付場所コード, 81. 異動受付端末名, 82. 異動受付職員番号, 83. 個別記載情報, 84. 転出予定者情報, 85. 除票住民票情報, 86. 証明書発行履歴情報, 87. 異動履歴情報, 88. 住基カード発行状況, 89. 個人番号カード等情報, 90. 自動交付機カード情報, 91. 在留カード等情報, 92. 法務省通知履歴, 93. 市町村通知履歴, 94. 戸籍附票通知履歴, 95. 処理停止情報, 96. 印鑑登録情報, 97. 印影情報, 98. 印鑑登録異動履歴, 99. 印鑑証明書発行履歴, 100. 自動交付機カード情報, 101. 自動交付機カード資格情報, 102. 自動交付機カード履歴, 103. 自動交付機カード資格履歴, 104. 漢字旧氏, 105. カナ旧氏

2 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード, 2. 漢字氏名, 3. 外字数(氏名), 4. ふりがな氏名, 5. 清音化かな氏名, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 市町村コード, 9. 大字・字コード, 10. 郵便番号, 11. 住所, 12. 外字数(住所), 13. 個人番号, 14. 住民となった日, 15. 住所を定めた日, 16. 届出の年月日, 17. 市町村コード(転入前), 18. 転入前住所, 19. 外字数(転入前住所), 20. 続柄, 21. 異動事由, 22. 異動年月日, 23. 異動事由詳細, 24. 旧住民票コード, 25. 住民票コード使用年月日, 26. 依頼管理番号, 27. 操作者ID, 28. 操作端末ID, 29. 更新順番号, 30. 異常時新順番号, 31. 更新禁止フラグ, 32. 予定者フラグ, 33. 排除フラグ, 34. 外字フラグ, 35. レコード状況フラグ, 36. タイムスタンプ, 37. 旧氏 漢字, 38. 旧氏 外字数, 39. 旧氏 ふりがな, 40. 旧氏 外字変更連番

3 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号, 2. 送付先郵便番号, 3. 送付先住所 漢字項目長, 4. 送付先住所 漢字, 5. 送付先住所 漢字外字数, 6. 送付先氏名 漢字項目長, 7. 送付先氏名 漢字, 8. 送付先氏名 漢字 外字数, 9. 市町村コード, 10. 市町村名 項目長, 11. 市町村名, 12. 市町村郵便番号, 13. 市町村住所 項目長, 14. 市町村住所, 15. 市町村住所 外字数, 16. 市町村電話番号, 17. 交付場所名 項目長, 18. 交付場所名, 19. 交付場所名 外字数, 20. 交付場所郵便番号, 21. 交付場所住所項目長, 22. 交付場所住所, 23. 交付場所住所 外字数, 24. 交付場所電話番号, 25. カード送付場所名 項目長, 26. カード送付場所名, 27. カード送付場所名 外字数, 28. カード送付場所郵便番号, 29. カード送付場所住所 項目長, 30. カード送付場所住所, 31. カード送付場所住所 外字数, 32. カード送付場所電話番号, 33. 対象となる人数, 34. 処理年月日, 35. 操作者ID, 36. 操作端末ID, 37. 印刷区分, 38. 住民票コード, 39. 氏名 漢字項目長, 40. 氏名 漢字, 41. 氏名 漢字 外字数, 42. 氏名 かな項目長, 43. 氏名 かな, 44. 郵便番号, 45. 住所 項目長, 46. 住所, 47. 住所 外字数, 48. 生年月日, 49. 性別, 50. 個人番号, 51. 第30条の45に規定する区分, 52. 在留期間の満了の日, 53. 代替文字変換結果, 54. 代替文字氏名 項目長, 55. 代替文字氏名, 56. 代替文字住所 項目長, 57. 代替文字住所, 58. 代替文字氏名位置情報, 59. 代替文字住所位置情報, 60. 外字フラグ, 61. 外字パターン, 62. 旧氏 漢字, 63. 旧氏 外字数, 64. 旧氏 ふりがな, 65. 旧氏 外字変更連番, 66. ローマ字 氏名, 67. ローマ字 旧氏

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認は顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、持っていない場合には保険証など名前入りの複数の証明となるものの提示を求め、必要に応じ本人しか知り得ないことの聞き取りを行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 届出、申請等の様式において記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限られている。 2 システム上、届出書等に記載された情報以外は入力することができない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 届出の窓口において、本人あるいは、代理人による届出のみを受付することとし、受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。また、代理人の届出や本人からの届出で必要性がある場合には、本人または届出義務者宛に確認書類を送付し、届出の真正性を確認している。 2 システムにおいて特定個人情報を利用する必要がある職員を特定し、手のひら静脈認証とパスワードによる端末へのログイン及びユーザIDとパスワードによるパッケージシステム利用の認証（以下「2要素認証」という。）を実施する。 3 住民票の写しへの個人番号の記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 2 番号法第七条、十七条に基づき本人から通知カードもしくは個人番号カードの提示を受ける。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 転出証明書等や住基ネットでの真正性確認を行う。 2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ）の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 届出書や通知書、転出証明書等と住民基本台帳ファイルとの間の二重チェックする。 2 入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 届出の場合は本人から直接書面を受け取ることを原則とし、代理人や郵送の場合は確認書類を別途送付して本人に虚偽がないか確認する。 2 届出書は入力・照合した後は書庫に施錠して所属長が管理保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 各種システム端末の操作画面が来庁者の目に触れないように設置する。 各種システムからの印刷物を来庁者が目視・取得できない位置にプリンタを設置する。 執務エリアへの部外者の立入を制限している、止むを得ず部外者が立入る場合は、立入る者の身分等を明確にしたうえで職員の見守りを必須としている。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するデータベースと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 2要素認証を導入し、部外者のシステム利用を制限している。 2 各ユーザは1ヶ月に1度パスワードを変更している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事異動等によりアクセス者の変更を行う際には、アクセス権限管理者の決裁に基づき、管理者権限保有者が行っている。権限の発行・失効いずれも、権限利用の有効期間を設定しており、期間外はシステム利用ができないよう管理している。また、アクセス権限者の台帳を備え、変更がある都度修正を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 権限表を作成している。 2 所属長はユーザIDやアクセス権限を概ね月1回確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	全ての端末操作ログを集約・蓄積し管理を行う。ログの種類及びそのログに含まれる内容は次のとおり。 アクセスログ：操作者、操作端末、操作種別（参照、更新）、操作日時、検索対象者ID 業務起動ログ：アプリケーション起動時の動作状況 オンライン操作ログ：サーバ上で動作しているアプリケーションの動作状況 統計ログ：アプリケーションをサーバ上で処理した処理時間やEUCによる抽出情報 ハードコピーログ：端末操作画面のハードコピー取得状況
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 集約・蓄積したアクセスログをcsv出力し、必要に応じ調査等を実施する。 2 システム利用者へのセキュリティ研修の開催及び不正利用防振に関する運用調査を定期的に行っている。 3 業務時間外はアプリケーションを停止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 業務端末には特定個人情報ファイルが保存できない仕組みとなっている。 2 システムのデータベース等には、権限者以外アクセスできないよう管理している。 3 端末操作画面のハードコピー取得状況に関するログを収集し、不正な目的での取得を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 端末は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 2 スクリーンセーバの解除は再度ID／パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 3 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
情報保護管理体制の確認	個人情報保護に関する規定や体制の整備, 人的安全管理措置, 技術的安全管理措置について確認を行い, 特定個人情報の保護を適切に行うことができる委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	運用に必要な最小限の従業員にのみに制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに, その記録を残す。 2 作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は契約上認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 サーバ室等での作業においては, 職員の立会いのもと行っている。 2 日常運用におけるチェック。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書にて保守及び使用期間満了時は, ディスク状況を確認のうえ, 磁気破壊または物理破壊を行いデータ消去証明書の提出を義務付けている。 故障等に伴うハードディスク交換時は, 職員により磁気破壊を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 目的外の利用, 情報収集及び持出の禁止。 2 特定個人情報の取扱者を制限。 3 特定個人情報の複写及び複製の禁止。また, 合意に基づき複写・複製した際の情報変換の義務。 4 特定個人情報の提供の禁止。 5 情報漏洩を防ぐため保管管理対策を行い, に責任を負う。 6 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。 これらの項目に違反した場合には, 損害賠償責任を負うこと。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 所属長は委託業者および作業員に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 2 作業員に対しては事前に個人情報の取り扱いを定めた誓約書を提出した者のみ作業を許可する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	データ移転先からの利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可する。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者をあらかじめ届出て承認された者に限定し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内ネットワーク以外での提供・移転の禁止。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 品質やセキュリティが保証されている統合宛名システムでのみの提供・移転に限定している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスク 提供・移転元の承認を得たデータのみを連携する仕組み。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入 [] 接続しない（提
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 支援措置情報等の特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>(2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録と制御が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。</p> <p>(3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存の業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 <ol style="list-style-type: none"> (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 <ol style="list-style-type: none"> (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	
--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にやっている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>1 ガバメントクラウドにおける措置 (1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することになっており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にやっている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>1 ガバメントクラウドにおける措置 (1)国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。 (2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5)地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にやっている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にやっている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生し	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民基本台帳において死者も除票住民票として管理しているため、現存者と同様の管理となっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳法および同施行令に規定される届出および記載等があった都度、住民基本台帳ファイルへの入力、削除および修正を行うとともに、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)および第34条(調査)の規定に基づき、実態調査等を実施することにより、既存住基システムの情報が正確であることを確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 消除後150年度を経過した住民記録について、年に1度に抹消処理を実行する。なお、毎年4～5月に処理を実施し、物理抹消されていることを確認する。 2 届出書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を複数人で行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 2 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 個人番号カード等の身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 2 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 3 本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 2 操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 生体(静脈)認証による操作者認証を行う。 2 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 2 アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ※上記1, 2の処理は所属長が実施する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 2 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末管理においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ※上記1, 2の処理は所属長が実施する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 2 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 3 操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 4 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 ※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 3 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 4 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 2 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 3 印刷物が出力されるプリンタを、来庁者から手が届かない位置に設置する。 4 計画外の大量印刷は、事前に所属長の承認を得る。 5 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業者を限定するために、委託業者から実施体制及び名簿を提出させる。 2 委託作業者に個人情報保護に係る誓約書を提出させる。 3 誓約書提出者に対し、システム上の操作権限を与える。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2 契約業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託に関しては、委託業務実施場所を本市庁舎内にて端末を直接操作することに限定し、外部への持出を禁止している。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持出は発生せず、消去の委託を行うことはない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的外利用の禁止。 2 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。 3 許可なく関係資料及びデータの複写または複製をしないこと。 4 許可なく関係資料及びデータを外部へ持ち出さないこと。 <p>5 情報の漏洩、滅失、改竄及び毀損等情報の適正な管理のため必要な措置を講じる。 上記の項目を含む契約書上の条項に管理、委託先の故意又は過失により損害が発生した場合、委託先は賠償責任を負う。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 所属長は委託業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 2 作業員に対しては事前に個人情報の取り扱いを定めた誓約書を提出した者のみ作業を許可する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	評価実施機関内の提供や移転は統合宛名システムを通じて行うため、連携時のログ、アクセスログ、收受両システムのタイムスタンプにより確認できる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。	
その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者をあらかじめ届出て承認された者に限定し、情報の持ち出しを制限する。 2 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 2 出入口には認証カードとパスワードによる入退室を管理する設備を設置する。 3 入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 4 システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 ファイアウォールを設置し許容する通信を最小限に設定することで、ネットワークを経由した不正アクセスを防止している。 2 ウィルス対策ソフトを導入し、セキュリティ情報を定期的に最新化することで有害なソフトウェアへの対策を行っている。 3 OSには随時パッチ適用を実施している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を毎月実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 2 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 3 帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 4 廃棄時には、要領・手順書等に基づき裁断・溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を複数人でを行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 2 操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 生体(静脈)認証による操作者認証を行う。 2 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 2 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末管理においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ※上記1, 2の処理は所属長が実施する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 2 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末管理においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ※上記1, 2の処理は所属長が実施する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 2 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 3 操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 4 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 ※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 3 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 4 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 2 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 3 印刷物が出力されるプリンタを、来庁者から手が届かない位置に設置する。 4 計画外の大量印刷は、事前に所属長の承認を得る。 5 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1 作業者を限定するために、委託業者から実施体制及び名簿を提出させる。 2 委託作業者に個人情報保護に係る誓約書を提出させる。 3 誓約書提出者に対し、システム上の操作権限を与える。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2 契約業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託に関しては、委託業務実施場所を本市庁舎内にて端末を直接操作することに限定し、外部への持出を禁止している。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持出は発生せず、消去の委託を行うことはない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 目的外利用の禁止。 2 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。 3 許可なく関係資料及びデータの複写または複製をしないこと。 4 許可なく関係資料及びデータを外部へ持ち出さないこと。 5 情報の漏洩、滅失、改竄及び毀損等情報の適正な管理のため必要な措置を講じる 上記の項目を含む契約書上の条項に管理、委託先の故意又は過失により損害が発生した場合、委託先は賠償責任を負う。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 所属長は委託業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。</p> <p>2 作業員に対しては事前に個人情報の取り扱いを定めた誓約書を提出した者のみ作業を許可する。</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	評価実施機関内の提供や移転は統合宛名システムを通じて行うため、連携時のログ、アクセスログ、收受向システムのタイムスタンプにより確認できる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。
その他の措置の内容	<p>1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者をあらかじめ届出て承認された者に限定し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CS間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	1 サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 2 出入口には認証カードとパスワードによる入退室を管理する設備を設置する。 3 入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	1 ファイアウォールを設置し許容する通信を最小限に設定することで、ネットワークを経由した不正アクセスを防止している。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ情報を定期的に最新化することで有害なソフトウェアへの対策を行っている。 3 OSには随時パッチ適用を実施している。
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管していない] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機関において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

その他の措置の内容	-						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;"><選択肢></td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>1) 特に入力している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>	2) 十分である	1) 特に入力している		3) 課題が残されている	
<選択肢>	2) 十分である						
1) 特に入力している							
3) 課題が残されている							
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<p>送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。</p>							

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>1 本市における措置 以下の観点でチェックリストによる自己点検を年に一度実施。 (1) 評価書記載事項と運用実態のチェック (2) 個人情報保護に関する人的安全管理措置 (3) 職員の役割責任の明確化, 安全管理措置の周知・教育 (4) 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき, 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し, 定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>1 本市における措置 以下の観点で評価実施機関内の内部監査を定期的を実施。 (1) 評価書記載事項と運用実態のチェック (2) 個人情報保護に関する規定, 体制整備 (3) 個人情報保護に関する人的安全管理措置 (4) 職員の役割責任の明確化, 安全管理措置の周知・教育 (5) 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>2 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており, ISMAPにおいて, クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき, 中間サーバ・プラットフォームについて, 定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>1 本市における措置 (1) 職員及び派遣職員等に対しては, 個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 e-ラーニング等による研修を行い, 対象となる職員が確実に受講することを確認する。 (2) 委託業者に対しては, 契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け, 秘密保持契約を締結している。 (3) 定期的に, 住基ネットの利用課所属長に対して, 特定個人情報の管理に関する必要な知識や講ずべき技術的対策等に関する通知文を送付し, 年に1度, その対策状況を確認している。 (4) 違反行為を行った者に対しては, 都度指導の上, 違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し, 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し, 運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を定期的実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては, 当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については, 原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は, 国はクラウド事業者と契約する立場から, その契約を履行させることで対応する。また, ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は, 地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて, 疑義が生じる場合は, 地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより, 統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等), ITリテラシの高い運用管理者によるセキュリティリスクの低減, 及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務局 総務部 法務課 情報公開室 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: コピー1枚10円)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民局 市民生活部 市民課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3265
②対応方法	・問合せを受け付けた際には、対応内容につき記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	倉敷市パブリックコメント手続要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報誌又はホームページへ掲載等を行い、公表の日からおおむね1箇月を目安に、市民が政策案について意見等を提出するための必要な期間を定め、意見等の提出を求めるものとする。
②実施日・期間	令和4年3月11日(金)から令和4年4月11日(月)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	本評価書についての意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年1月24日(事前点検), 令和4年4月20日(最終点検)
②方法	情報システム有識者による内容の確認
③結果	事前点検による指摘事項として、記載内容の文言の指摘や、言い回しに関する修正の助言はいただいたが、セキュリティ対策に関する点での指摘事項は特に無かった。 最終点検の結果、本評価書について適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年04月01日	I-7-②	小山 貢	森分 宏	事後	
平成28年04月01日	II-5	移転の件数 20件	移転の件数 33件	事後	
平成29年09月01日	II(1住民基本台帳ファイル)-2-⑤	平成27年6月予定	2015/6/1	事後	
平成29年09月01日	II(2本人確認情報ファイル)-2-⑤	平成27年6月予定	2015/6/1	事後	
平成29年09月01日	II(3送付先情報ファイル)-2-⑤	平成27年10月予定	2015/10/5	事後	
平成29年09月01日	III(1住民基本台帳ファイル)-2-リスク2	ユーザIDとパスワード	ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワード	事後	
平成29年09月01日	III(1住民基本台帳ファイル)-3-リスク2	ユーザIDとパスワード	ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワード	事後	
平成29年09月01日	別紙1-提供先No.35	番号法別表第二の71項	番号法別表第二の77項	事後	
平成30年04月01日	I-7-②	森分 宏	辻 一幸	事後	
平成31年04月01日	I-7-②	辻 一幸	課長	事後	様式変更による
令和1年12月16日	I-2(システム1)②	4 …法務省通知等に基づく 6 …法務省との庁外との	4 …出入国在留管理庁通知等に基づく 6 …出入国在留管理庁との庁外との	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-2(システム2)②	2 …法務省通知情報の取込、	2 …出入国在留管理庁通知情報の取込、	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-2(システム3)②	4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに	4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-4-①	2 本人確認情報ファイル (6)都道府県知事保存本人確認ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	2 本人確認情報ファイル (6)都道府県知事保存本人確認及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-4-①	3 送付先情報ファイル 市町村から、機構に委任することを予定しており、	3 送付先情報ファイル 市町村から、機構に委任しており	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-5	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	I-6-②	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークによる情報照会を行わない)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークによる情報照会を行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別添1)事務の内容 「1 住民基本台帳ファイル」を取扱う事務の内容 図中	「法務省」 「法務省通知」	「出入国在留管理庁」 「出入国在留管理庁通知」	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	II(1住民基本台帳ファイル)-4 1-⑦⑧⑨	⑦再委託する ⑧再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて承諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑨システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	⑦再委託しない ⑧削除 ⑨削除	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	II(1住民基本台帳ファイル)-5 提供・移転の有無	提供を行っている (55)件 移転を行っている (33)件	提供を行っている (56)件 移転を行っている (35)件	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	II(1住民基本台帳ファイル)-6-②	期間 5年 その妥当性 住民基本台帳に基づく事務であるため、削除後5年度が経過することがない限り削除はしない。	期間 20年以上 その妥当性 転出や死亡等により削除されるまで保管する。 転出や死亡等により削除された住民票は、削除された日の翌年から150年間保管する。(住民基本台帳法施行令第34条)	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	II(1住民基本台帳ファイル)-6-③	1 本市における措置 削除後5年度を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除。	1 本市における措置 保存期間(150年)を経過するまでは消去しない。 届書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	II(2本人確認情報ファイル)-2-③	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事後	特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲には、死者は含まれないため。
令和1年12月16日	II(2本人確認情報ファイル)-3-⑤	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	事後	重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16日	Ⅱ(2本人確認情報ファイル)-3-⑧	3 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	3 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅱ(2本人確認情報ファイル)-4-1-⑦⑧⑨	⑦再委託する ⑧再委託申請書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて承諾し、従業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑨システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	⑦再委託しない ⑧削除 ⑨削除	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅱ(2本人確認情報ファイル)-5-②	2 都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。	2 住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅱ(3送付先情報ファイル)-2-③ その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、	事後	記載誤りのため
令和1年12月16日	Ⅱ(3送付先情報ファイル)-4-1-⑦⑧⑨	⑦再委託する ⑧再委託申請書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて承諾し、従業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑨システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	⑦再委託しない ⑧削除 ⑨削除	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅱ(3送付先情報ファイル)-6-③	保存期間が到来した本人確認情報は、	保存期間が到来した送付先情報は、	事後	記載誤りのため
令和1年12月16日	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 1 住民記録ファイル 2 本人確認情報ファイル	1 住民記録ファイル ……103. 自動交付機カード資格履歴 2 本人確認情報ファイル ……36. タイムスタンプ	1 住民記録ファイル ……103. 自動交付機カード資格履歴、104. 漢字旧氏、105. カナ旧氏 2 本人確認情報ファイル ……36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 3 送付先情報ファイル	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所項目長、20. 交付場所住所、21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅲ(1住民基本台帳ファイル)-3 リスク2	2 各ユーザーは2ヶ月に1度パスワードを変更している。	2 各ユーザーは1ヶ月に1度パスワードを変更している。	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(1住民基本台帳ファイル)-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	十分に行っている 委託先と同等のリスク対策を実施する	再委託していない (削除)	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(1住民基本台帳ファイル)-7 リスク3	1 削除後5年後を経過した住民記録について、年に1度に抹消処理を実行する。 2 届出書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。	1 保存期間を経過した住民記録について、システムで判別し抹消する。 2 届出書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-2 リスク1	1 総務省告示第334号	1 平成14年6月10日総務省告示第334号	事後	重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	十分に行っている 委託先と同等のリスク対策を実施する	再委託していない (削除)	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-5 リスク2	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	事後	記載誤りのため
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-5 リスク3	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-5 リスク3	認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	記載誤りのため
令和1年12月16日	Ⅲ(2本人確認情報ファイル)-7 リスク1⑤	(新規)	4 システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-2 リスク1	総務省告示第334号	平成14年6月10日総務省告示第334号	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-2 リスク3	住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-3 リスク2	1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴	1 送付先情報を扱うシステムの操作履歴	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	十分に行っている 委託先と同等のリスク対策を実施する	再委託していない (削除)	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-5 リスク2	認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	記載誤りのため
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-5 リスク3	相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	重要な変更該当しないため
令和1年12月16日	Ⅲ(3送付先情報ファイル)-7 リスク2	システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年12月16日	Ⅳ その他のリスク対策 2	1 本市における措置 (1)職員及び派遣職員等に対しては、等による個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。	1 本市における措置 (1)職員及び派遣職員等に対しては、等による個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 e-ラーニング等による研修を行い、対象となる職員が確実に受講することを確認する。	事後	現行に合わせた変更
令和1年12月16日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	No.1 健康保険法第5条第3項 No.4 船員保険法第4条第3項 (新規)	No.1 健康保険法第5条第2項 No.4 船員保険法第4条第2項 No.35 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)番号法別表第二の74項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの No.35から37まで1ずつ繰り下げる	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	(新規)	No.39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 番号法別表第二の85の2項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの No.38から53まで2ずつ繰り下げる	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	No.54 厚生労働大臣 番号法別表第二の117項年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	No.55 都道府県知事 番号法別表第二の120項…	No.56 都道府県知事 番号法別表第二の120項…	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別紙3)特定個人情報の移転	No.3障がい福祉課 住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第8項)	No.3障がい福祉課 No.4 保育・幼稚園課 番号法第9条第1項 別表第1(第8項) No.4からNo.33まで1ずつ繰り下げる	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別紙3)特定個人情報の移転	No.24.No.25 …又は費用の徴収…	No.25、No.26 …、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施…	事後	法令改正に伴う変更
令和1年12月16日	(別紙3)特定個人情報の移転	(新規)	No.35 保育・幼稚園課 住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第94項) 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	I-1-②	※9「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	※9「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	I-2(システム3)②	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、…	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、…	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	I-4-①	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードに形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-2-③ その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委託する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委託する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-2-④ 主な記録項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-2-④ その妥当性	2 その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	2 その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-3-③	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-3-⑤	1 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	1 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-3-⑥	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-3-⑧	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-5-①	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-5-②	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	II(3送付先情報ファイル)-5-③	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	III(2本人確認情報ファイル)-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	2 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	「1 住民基本台帳ファイル」を取扱う事務の内容(住民基本台帳システムを中心とした事務の流れ)図中	通知カード	個人番号通知書	事後	法令改正に伴う変更
令和2年04月24日	「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)図中	※個人番号カードに係る事務(通知カード/...	※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/...	事後	法令改正に伴う変更
令和3年03月31日	I-6-②	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,120の項)	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,120の項)	事後	重要な変更該当しないため
令和3年03月31日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	(新規)	No.45 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 番号法別表第二の97項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの No.45から49まで1ずつ繰り下げる	事後	重要な変更該当しないため
令和3年03月31日	(別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	(新規)	No.51 厚生労働大臣 番号法別表第二の107項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの No.51.以下2ずつ繰り下げる	事後	重要な変更該当しないため
令和4年05月18日	I-2-システム1-①	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システムと同義)	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システムと同義)(以下「既存住基システム」という。)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	I-2-システム1-②	5 庁内連携機能:庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムへの連携機能 6 庁外連携機能:住基ネットや出入国在留管理庁との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の取受を行う機能 8 カード管理機能:カード等の管理機能 9 記載なし。	5 庁内連携機能:庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、庁内連携システムを経由し他システムへデータを連携する機能 6 庁外連携機能:住基ネットとの本人確認情報等連携、他市区町村との転入通知・戸籍附票記載事項通知等の通知連携、出入国在留管理庁との市町村通知連携など、庁外とのデータ連携を行い各種通知情報の送受信を行う機能 8 カード管理機能:個人番号カード等の運用状況を管理する機能 9 文字同定機能:既存住基システムと他システムの文字変換テーブルを保持し、連携時に文字コード変換を行う機能	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム2-①	住基ネットGWシステム	住基ネット・市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム2-②	1 住基ネット連携機能:住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能 2 在留カード等発行システム連携機能:在留カード等発行システムと連携し、出入国在留管理庁通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う機能 3 文字同定機能:住基ネットと既存住基との文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能	1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、住基ネット都道府県サーバ(以下「都道府県サーバ」という。)<small>へ更新情報を送信する。 2 本人確認情報検索 住基ネット統合端末(以下「統合端末」という。)<small>において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーにし、住基ネット全国サーバ(以下「全国サーバ」という。)<small>に本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、転入届の特例を受けた転出届を行っていた場合、個人番号カード等の提示を受け、当該カード等を用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 5 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム3-①	住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。)	団体内統合宛名システム	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム3-②	1 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である	1 統合識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐づく宛名情報等を通知する。 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する。	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム3-③	[○]既存住民基本台帳システム	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバ、庁内の業務システム)	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム4-①	団体内統合宛名システム	中間サーバ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	I-2-システム4-②	<p>1 統合識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。</p> <p>2 宛名情報管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する。</p>	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存のシステム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個</p>	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム4-③	[O]その他(中間サーバー、庁内の業務システム)	[O]情報提供ネットワークシステム [O]宛名システム等	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム5-①	中間サーバー	記載削除	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム5-②	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定</p>	記載削除	事前	
令和4年05月18日	I-2-システム5-③	[O]情報提供ネットワークシステム [O]宛名システム等	記載削除	事前	
令和4年05月18日	I-4-①	(2)番号利用法七、十七条に関する通知カード、個人番号カードの事務に必要なため。	(2)番号利用法七、十七条に関する個人番号通知書、個人番号カードの事務に必要なため。	事前	
令和4年05月18日	I-4-①	(3)住民の行政手続に対する負担を軽減するため、庁内他部署に情報を移転する必要がある。	(3)住民の行政手続に対する負担を軽減するため、庁内他部署に情報を連携する必要がある。	事前	
令和4年05月18日	I-4-①	市町村長が個人番号を指定した際は通知カードに形式にて…。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて…。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	I-6-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び…が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び…が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項)	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-2-②	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-2-③	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-①	行政機関・独立行政法人(機構)	行政機関・独立行政法人(機構, 出入国在留管理庁)	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-②	[]専用線	[○]専用線	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-④	住基法第八条(住民票の記載), 九条(市町村間の通知), 二十二条(転入届), 三十条(都道府県知事への通知)に基づく事務であるため。	住基法第八条(住民票の記載), 九条(市町村間の通知), 二十二条(転入届), 三十条の六(都道府県知事への通知), 三十条の五十(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)に基づく事務であるため。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-⑦	市民生活部市民課, 水島支所市民課, 児島支所市民課, 玉島支所市民課, 真備支所市民課, 庄支所市民係, 茶屋町支所市民係, 船穂支所市民税務係	市民生活部市民課, 水島支所市民課, 児島支所市民課, 玉島支所市民課, 真備支所市民課, 庄支所市民係, 茶屋町支所市民係, 船穂支所市民税務係, 倉敷駅前連絡所	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-⑧	1 住民基本台帳への個人番号の記載および、住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3 窓口事務における本人確認書類からの検索キーとしての利用 4 番号法第九条(利用範囲)に基づく個人番号の利用のため(宛名システムへの個人番号の送信)	1 届出や通知等による住民基本台帳への記載や修正, 削除等の反映及び住民票の写し等諸証明の発行に使用。 2 住基ネットへ本人確認情報として提供し, 住基法規定事務の本人確認及び個人番号通知書・個人番号カードの発行に使用。 3 各種事務受付時に本人確認書類記載の情報の整合性確認に使用。 4 番号法第九条(利用範囲)に基づく事務の遂行のため, 情報を庁内連携し使用。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-⑧	窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単独検索を行う。	1 職員の手入力により届出書記載の情報を反映する場合, 職員により複数回の審査行い, 情報の整合性を確認する。 2 当該ファイルと他のファイルの情報を庁内共通の宛名番号をキーに突合する 3 当該ファイルの情報と住基ネットの本人確認情報を住民票コードをキーにし突合する。 いずれも, 住民の異動情報を差分で連携しており, 特定時点で連携した情報が正当に蓄積し, 当該ファイルと整合性がとれているかを確認している。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-⑧	該当なし。	申出により行われる実態調査を経た住民票の職権削除。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-3-⑨	42156	平成27年6月1日	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4	住民基本台帳システム、住基GWの保守・運用	既存住基システムの運用保守	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4-① 委託事項1	住民基本台帳システム等の…	既存住基システムの…	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4-② 委託事項1	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4-② 委託事項1	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4-⑥ 委託事項1	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事前	
令和4年05月18日	II(1 住民基本台帳ファイル)-4-① 委託事項2	…に基づく住民基本台帳システムへの…	…に基づく既存住基システムへの…	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-4-② 委託事項2	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-4-② 委託事項2	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-5	提供(56)件	提供(58)件	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-5-提供先1-④	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-5-提供先1-⑤	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-5-移転先1-④	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-5-移転先1-⑤	住民基本台帳への記載者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-6-①	<p>1 本市における措置 セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、さらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内で保管。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>1 本市における措置 (1) 令和4年10月からの措置 既存住基システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の管理するデータセンターメインサイトに設置された既存住基システムサーバ(以下「住基サーバ」という。)、バックアップサイトに設置されたバックアップサーバ及び倉敷市役所本庁舎内サーバ室(以下「本市サーバ室」という。)に設置されたダウンリカバリサーバ内に保管する。ベンダの管理するデータセンターはISMAPのリスト登録を受けており、次に記載するガバメントクラウドにて規定するセキュリティ水準に近いものを確保している。また、本市サーバ室においては本市職員によりセキュリティカードを用いた入退室管理やサーバラックの施錠等による対策を実施している。 (2) 令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ① 住基サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p>	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(1) 住民基本台帳ファイル-6-③	<p>1 本市における措置 保存期間(150年)を経過するまでは消去しない。届書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>1 本市における措置 (1) 令和4年10月からの措置 保存期間(150年)を経過するまでは消去しない。保存期間(150年)経過した場合は、システム機能にて対象情報を物理的削除とする。届書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。なお、ベンダにより情報を消去されることはなく、ISO27001に基づくディスク等のデータ消去が行われる。 (2) 令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ① 地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的</p>	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(2) 本人確認情報ファイル-2-②	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(2) 本人確認情報ファイル-2-③	…住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	…消除者を含む。	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(2) 本人確認情報ファイル-3-②	住民基本台帳システム	既存住基システム	事前	
令和4年05月18日	Ⅱ(2) 本人確認情報ファイル-3-④	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-3-⑧	1 本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 …	1 全国サーバ上で本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 … 3 市町村CSの保有する本人確認情報ファイルと既存住基システムの保有する住民基本台帳ファイルの内容を、住民票コードをキーに月次で突合する。	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-3-⑨	42156	平成27年6月1日	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-4-委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの保守・運用	市町村CSの運用・保守	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-4-①	住基ネットコミュニケーションサーバの保守作業、…	市町村CSの保守作業、…	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-4-②	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-4-②	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-4-⑥	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先1-②	1 市町村より…機構に通知する。	1 市町村より…機構に通知する(住基法30条の7)。	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先1-⑤	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-④	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)	都道府県及び機構	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先2-④	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先2-⑤	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-5-提供先2-⑥	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住基ネット)	事前	
令和4年05月18日	II(2 本人確認情報ファイル)-6-②	…本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)。	…本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-2-③	…に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委託する。	…に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-2-④	2 その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	2 その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-3-②	住民基本台帳システム	既存住基システム	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-3-⑤	1 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) 2 本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-3-⑥	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び…	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び…	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-3-⑧	…に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し…	…に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し…	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-4-委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの保守・運用	市町村CSの運用・保守	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-4-委託事項1-①	住基ネットコミュニケーションサーバの保守作業…	市町村CSの保守作業、…	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-4-委託事項1-⑥	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-5-①	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-5-②	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-5-③	「2. ④対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-5-⑤	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	
令和4年05月18日	II(3 送付先情報ファイル)-5-⑥	住民基本台帳ネットワークシステム	住基ネット	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-2	1 …を行うこととしている。 2 システムにおいて特定個人情報を利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワードによる認証を実施する。	1 …を行うこととしている。また、代理人の届出や本人からの届出で必要性がある場合には、本人または届出義務者宛に確認書類を送付し、届出の真正性を確認している。 2 システムにおいて特定個人情報を利用する必要がある職員を特定し、手のひら静脈認証とパスワードによる端末へのログイン及びユーザーIDとパスワードによるパッケージシステム利用の認証(以下「2要素認証」という。)を実施する。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-2	1 転出証明書等や住民基本台帳ネットワークで真正性確認を行う。	1 転出証明書等や住基ネットで真正性確認を行う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-2	1 届出書や通知書、転出証明書等と住民記録ファイルとの間の二重チェックする。	1 届出書や通知書、転出証明書等と住民基本台帳ファイルとの間の二重チェックする。		
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-2	住民基本台帳システム端末の画面は来庁者の目に触れないように設置する。	・各種システム端末の操作画面が来庁者の目に触れないように設置する。 ・各種システムからの印刷物を来庁者が目視・取得できない位置にプリンタを設置する。 ・執務エリアへの部外者の立入を制限している。止むを得ず部外者が立入る場合は、立入る者の身分等を明確にしたうえで職員の立会いを必須としている。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するデータベースと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するデータベースと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	1 ユーザーIDとパスワード及びICカードとパスワードによる認証を行っている。	1 2要素認証を導入し、部外者のシステム利用を制限している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	1 発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁システムに反映させている。 2 失効管理: 権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを所属長により失効させている。	人事異動等によりアクセス者の変更を行う際には、アクセス権限管理者の決裁に基づき、管理者権限保有者が行っている。権限の発行・失効いずれも、権限利用の有効期間を設定しており、期間外はシステム利用ができないよう管理している。また、アクセス権限者の台帳を備え、変更がある都度修正を行っている。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	1 端末から参照、更新した場合のアクセスログ(操作履歴)を記録、保管している。 2 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報。	全ての端末操作ログを集約・蓄積し管理を行う。ログの種類及びそのログに含まれる内容は次のとおり。 アクセスログ: 操作者、操作端末、操作種別(参照、更新)、操作日時、検索対象者ID 業務起動ログ: アプリケーション起動時の動作状況 オンライン操作ログ: サーバ上で動作しているアプリケーションの動作状況 統計ログ: アプリケーションをサーバ上で処理した処理時間やEUCによる抽出情報 ハードコピーログ: 端末操作画面のハードコピー取得状況	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 2 職員に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。	1 集約・蓄積したアクセスログをcsv出力し、必要に応じ調査等を実施する。 2 システム利用者へのセキュリティ研修の開催及び不正利用防振に関する運用調査を定期的に行っている。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-3	記載なし	3 端末操作画面のハードコピー取得状況に関するログを収集し、不正な目的での取得を抑制する。		
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-4	1 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元に返還、若しくは委託元の指示に従い適切に処理をする旨を規定している。 2 必要があれば本市職員による立ち入り調査を行う。	契約書にて保守及び使用期間満了時は、ディスク状況を確認のうえ、磁気破壊または物理破壊を行いデータ消去証明書の提出を義務付けている。 故障等に伴うハードディスク交換時は、職員により磁気破壊を行う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-4	1 目的外利用の禁止。 2 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 3 特定個人情報の複写または複製の禁止。 4 特定個人情報の提供の禁止。 5 情報漏洩を防ぐため保管管理に責任を負う。 6 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。	1 目的外の利用、情報収集及び持出の禁止。 2 特定個人情報の取扱者を制限。 3 特定個人情報の複写及び複製の禁止。また、合意に基づき複写・複製した際の情報変換の義務。 4 特定個人情報の提供の禁止。 5 情報漏洩を防ぐため保管管理対策を行い、に責任を負う。 6 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。これらの項目に違反した場合には、損害賠償責任を負うこと。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-6	3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	3 支援措置情報等の特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-6	3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存の業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	Ⅲ(1) 住民基本台帳ファイル)-6	-	<p>1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>(2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録と制御が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。</p> <p>(3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1) 住民基本台帳ファイル)-7	<p>1 本市における措置</p> <p>(1)情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。</p> <p>(2)停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。</p> <p>(3)火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。</p> <p>(4)入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>1 本市における措置</p> <p>(1)令和4年10月からの措置</p> <p>JDCCファンリテースタンドにおいて国内最高水準(ティア4)であり、ISMAPに登録されているデータセンターを採用。クラウドセンター内は死角なく監視カメラを設置し、24時間有人監視を行う。サーバ設置専用エリアへの入退室にはIDカード、パスワードによる認証に加え、生体認証を採用しており、サーバを搭載しているラックにも生体認証による電気錠管理を備え、入館ログを取得している。</p> <p>庁内設置サーバへのアクセスは、2重のセキュリティカード認証及びラックの施錠により管理される。</p> <p>(2)令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド)</p> <p>①ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととなっている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>(2)事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体</p>	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(1) 住民基本台帳ファイル)-7	<p>1 本市における措置</p> <p>(1)ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。</p> <p>(2)ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2)中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>1 本市における措置</p> <p>(1)令和4年10月からの措置</p> <p>①保守対応従事者を明確化し、データへのアクセス時は目的等を明確にしたうえで職員立会のもと、作業を行う契約となっている。</p> <p>②外部デバイスの利用を制限するソフトウェアの導入により、情報の持出やウイルス感染のリスク対策を行う。</p> <p>③操作ログ等の取得により、不正な操作があった場合の追跡を行う。サーバ及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの取得及び適用を行う。</p> <p>④必要に応じ、OS及びミドルウェアにセキュリティパッチを適用する。</p> <p>⑤システムの構築環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成し、外部からのアクセスを不可能とする。</p> <p>(2)令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド)</p> <p>①国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②委託するアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤委託するアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	Ⅲ(1 住民基本台帳ファイル)-7	1 保存期間を経過した住民記録について、システムで判別し抹消する。 2 届出書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。	1 消除後150年度を経過した住民記録について、年に1度に抹消処理を実行する。なお、毎年4～5月に処理を実施し、物理抹消されていることを確認する。 2 届出書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。＜ガバメントクラウドにおける措置＞データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-3	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、・・・	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、・・・	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-3	4 バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。	4 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-3	3 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 4 記載なし 5 記載なし	3 印刷物が出力されるプリンタを、来庁者から手が届かない位置に設置する。 4 計画外の大量印刷は、事前に所属長の承認を得る。 5 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-4	業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	業務委託に関しては、委託業務実施場所を本市庁舎内にて端末を直接操作することに限定し、外部への持ち出しを禁止している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-4	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし、業務内容はシステム端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持ち出しは発生しないため、消去の委託はしない。	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持ち出しは発生せず、消去の委託を行うことはない。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-4	5 以下記載なし	5 情報の漏洩、滅失、改竄及び毀損等情報の適正な管理のため必要な措置を講じる。上記の項目を含む契約書上の条項に管理、委託先の故意又は過失により損害が発生した場合、委託先は賠償責任を負う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-7	1 ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 2 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルが提供されたらその都度更新している。	1 ファイアウォールを設置し許容する通信を最小限に設定することで、ネットワークを経由した不正アクセスを防止している。 2 ウィルス対策ソフトを導入し、セキュリティ情報を定期的に最新化することで有害なソフトウェアへの対策を行っている。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-7	・・・住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	・・・住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-7	・・・整合処理を年2回実施し、保存する本人確認情報が・・・	・・・整合処理を毎月実施し、保存する本人確認情報が・・・	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(2 本人確認情報ファイル)-7	1 システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を・・・ 2 ・・・	1 システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を・・・ 2 ・・・また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-2	送付先情報の入手元を住民基本台帳システムに限定する。	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-2	窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-2	住民基本台帳システムにおいて・・・なお、送付先情報ファイルは、住民基本台帳システムから入手後、・・・	既存住基システムにおいて・・・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、・・・。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-3	・・・へのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと・・・には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び・・・	・・・へのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと・・・には住基ネットの管理及び・・・	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-3	1 送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 4 バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。	1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 4 バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。※鍵は当該場所の所属長により管理されており、使用管理簿記入の上解錠している。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-3	3 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。 4 記載なし 5 記載なし	3 印刷物が出力されるプリンタを、来庁者から手が届かない位置に設置する。 4 計画外の大量印刷は、事前に所属長の承認を得る。 5 所属長は従業者に対して不正行為による罰則規定の周知を行う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-4	業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	業務委託に関しては、委託業務実施場所を本市庁舎内にて端末を直接操作することに限定し、外部への持ち出しを禁止している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-4	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし、業務内容はシステム端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持ち出しは発生しないため、消去の委託はしない。	業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし端末を直接操作するため、特定個人情報を含むデータの持出しは発生せず、消去の委託を行うことはない。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-4	5 以下記載なし	5 情報の漏洩、滅失、改竄及び毀損等情報の適正な管理のため必要な措置を講じる 上記の項目を含む契約書上の条項に管理、委託先の故意又は過失により損害が発生した場合、委託先は賠償責任を負う。	事前	
令和4年05月18日	Ⅲ(3 送付先情報ファイル)-7	1 ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 2 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルが提供されたらその都度更新している。	1 ファイアウォールを設置し許容する通信を最小限に設定することで、ネットワークを経由した不正アクセスを防止している。 2 ウィルス対策ソフトを導入し、セキュリティ情報を定期的に最新化することで有害なソフトウェアへの対策を行っている。	事前	
令和4年05月18日	Ⅳ-2	(3)違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 (4)記載なし 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	(3)定期的に、住基ネットの利用課所属長に対して、特定個人情報の管理に関する必要な知識や講ずべき技術的対策等に関する通知文を送付し、年に1度、その対策状況を確認している。 (4)違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を定期的実施することとしている。	事前	
令和4年05月18日	V-1	総務部法務課 情報公開室 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地	総務局 総務部 法務課 情報公開室 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地	事前	
令和4年05月18日	V-2	市民生活部 市民課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3265	市民局 市民生活部 市民課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3265	事前	

(別紙1) 特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供

提供先 No.	提供先 (番号法別表第二の第1欄に掲げる者)	法令上の根拠 (番号法別表第二)	提供先における用途 (番号法別表第二の第2欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	番号法別表第二の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第二の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表第二の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第二の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第二の6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定よりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表第二の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第二の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第二の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表第二の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法別表第二の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	厚生労働大臣	番号法別表第二の21項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	番号法別表第二の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法別表第二の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づき条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	社会福祉協議会	番号法別表第二の30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第二の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第二の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合	番号法別表第二の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第二の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第二の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	番号法別表第二の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長	番号法別表第二の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事等	番号法別表第二の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員共済組合	番号法別表第二の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第二の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	番号法別表第二の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	番号法別表第二の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事等	番号法別表第二の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	番号法別表第二の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第二の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣	番号法別表第二の77項	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第二の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	厚生労働大臣	番号法別表第二の84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法別表第二の89項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	番号法別表第二の91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

42	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	番号法別表第二の92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	番号法別表第二の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事	番号法別表第二の96項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第二の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	番号法別表第二の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第二の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第二の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六條第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	番号法別表第二の105項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第二の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	厚生労働大臣	番号法別表第二の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法別表第二の111項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	番号法別表第二の112項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の113項	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法別表第二の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	市町村長	番号法別表第二の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	番号法別表第二の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3)特定個人情報の移転

移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子ども相談センター	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第7項)	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	保健課		
3	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第8項)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保育・幼稚園課		
5	子ども相談センター	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第9項)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保健課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第10項)	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第11項)	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第12項)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保健課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第14項)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	生活福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第15項)	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	資産税課		
12	市民税課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第16項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	納税課		
14	税制課		
15	住宅課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第19項)	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	国民健康保険課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第30項)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	市民課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第31項)	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第34項)	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	住宅課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第35項)	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第37項)	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	福祉援護課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第41項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て支援課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第46項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第47項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	福祉援護課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第48項)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	健康づくり課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第49項)	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保健課		
27	子育て支援課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第56項)	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	人事課		
29	医療給付課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第59項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	介護保険課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第68項)	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	保健課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第70項)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	健康づくり課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第76項)	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	障がい福祉課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第84項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	保健課		

35	保育・幼稚園課	住基法第1条 番号法第9条第1項 別表第1(第9 4項)	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----	---------	------------------------------------	---

別添3(続き) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続		[O] その他(申請管理システム)	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、転入届の特例を受けた転出届を行っていた場合、個人番号カード等の提示を受け、当該カード等を用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		[O] その他(申請管理システム)	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		申請管理システム	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		1 申請データ受信機能 サービス検索・電子申請機能を介して住民の電子申請データを取得する機能。 2 宛名番号特定機能 住基システムからシリアル番号情報を取得し、シリアル番号に対応する番号体系・宛名番号を住基システムから取得したシリアル番号情報を基に設定する。 3 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、取得した電子申請データを連携する機能。	事前	
令和5年2月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続		[O] 既存住民基本台帳システム [O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年2月1日	(別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	(図中) 3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)	(図中) 3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	(別添1)事務の内容(備考) 「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 3-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-③. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-④. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。 (略)	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-②. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。 3-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 ※転出証明書情報に記載の転入の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。 ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。 3-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。 (略)	事前	
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 本市における措置 (1) 令和4年10月からの措置 既存住基システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の管理するデータセンターメインサイトに設置された既存住基システムサーバ(以下「住基サーバ」という。)、バックアップサイトに設置されたバックアップサーバ及び倉敷市役所本庁舎内サーバ室(以下「本市サーバ室」という。)に設置されたダウンリカバリサーバ内に保管する。ベンダの管理するデータセンターはISMAPのリスト登録を受けており、次に記載するガバメントクラウドにて規定するセキュリティ水準に近いものを確保している。また、本市サーバ室においては本市職員によりセキュリティカードを用いた入退室管理やサーバラックの施錠等による対策を実施している。 (2) 令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ①住基サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 (略)	1 ガバメントクラウドにおける措置 (1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 (略)	事後	記載の整理
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 本市における措置 (1) 令和4年10月からの措置 保存期間(150年)を経過するまでは消去しない。保存期間(150年)経過した場合は、システム機能にて対象者情報を物理的削除とする。届書等は規定に基づき保管・廃棄を行う。なお、ベンダにより情報を消去されることはなく、ISO27001に基づくディスク等のデータ消去が行われる。 (2) 令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ①地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 (略)	1 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 (略)	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	1 本市における措置 (1)令和4年10月からの措置 JDGCファシリティースタンドにおいて国内最高水準(ティア4)であり、ISMAPに登録されているデータセンターを採用。クラウドセンター内は死角なく監視カメラを設置し、24時間有人監視を行う。サーバ設置専用エリアへの入退室にはIDカード、パスワードによる認証に加え、生体認証を採用しており、サーバを搭載しているラックにも生体認証による電気錠管理を備え、入館ログを取得している。 庁内設置サーバへのアクセスは、2重のセキュリティカード認証及びラックの施錠により管理される。 (2)令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ①ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。 (略)	1 ガバメントクラウドにおける措置 (1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (略)	事後	記載の整理
令和5年2月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤技術的対策	1 本市における措置 (1)令和4年10月からの措置 ①保守対応従事者を明確化し、データへのアクセス時は目的等を明確にしたうえで職員立会のもと、作業を行う契約となっている。 ②外部デバイスの利用を制限するソフトウェアの導入により、情報の持出やウイルス感染のリスク対策を行う。 ③操作ログ等の取得により、不正な操作があった場合の追跡を行う。サーバ及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの取得及び適用を行う。 ④必要に応じ、OS及びミドルウェアにセキュリティパッチを適用する。 ⑤システムの構築環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成し、外部からのアクセスを不可能とする。 (2)令和5年1月(予定)からの措置(ガバメントクラウド) ①国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。 ②委託するアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	1 ガバメントクラウドにおける措置 (1)国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。 (2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事後	記載の整理
令和5年2月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤技術的対策(続き)	⑤委託するアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (略)	(5)地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (略)	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査	<p>1 本市における措置 以下の観点で評価実施機関内の内部監査を定期的に実施。 (1)評価書記載事項と運用実態のチェック (2)個人情報保護に関する規定, 体制整備 (3)個人情報保護に関する人的安全管理措置 (4)職員の役割責任の明確化, 安全管理措置の周知・教育 (5)個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき, 中間サーバ・プラットフォームについて, 定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>1 本市における措置 以下の観点で評価実施機関内の内部監査を定期的に実施。 (1)評価書記載事項と運用実態のチェック (2)個人情報保護に関する規定, 体制整備 (3)個人情報保護に関する人的安全管理措置 (4)職員の役割責任の明確化, 安全管理措置の周知・教育 (5)個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>2 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており, ISMAPにおいて, クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき, 中間サーバ・プラットフォームについて, 定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	記載の整理
令和5年2月1日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより, 統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等), ITリテラシの高い運用管理者によるセキュリティリスクの低減, 及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては, 当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については, 原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は, 国はクラウド事業者と契約する立場から, その契約を履行させることで対応する。また, ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は, 地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについては, 疑義が生じる場合は, 地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより, 統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等), ITリテラシの高い運用管理者によるセキュリティリスクの低減, 及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	記載の整理